

令和3年4月28日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

淀川水系河川整備計画(変更案)を公表します

～関係府県知事の意見照会を開始～

淀川水系河川整備計画の変更に向けて、淀川水系河川整備計画(変更原案)を令和3年2月26日に公表し、河川法に基づき、パブリックコメント、公聴会及び淀川水系流域委員会を開催し、住民の皆様や学識経験者より、多くのご意見をいただきました。

このたび、淀川水系河川整備計画(変更案)を作成しましたので、いただいたご意見への対応状況と合わせて、公表します。

今後、河川法第16条の2第5項()に基づき、関係府県知事のご意見を聴いて、河川整備計画を策定する予定です。

○淀川水系河川整備計画(変更案)

4月28日14時に近畿地方整備局HPで掲載いたします。

あわせて、淀川水系河川整備計画(変更原案)と淀川水系河川整備計画(変更案)の対比表(ご意見とその対応状況を含む)についても近畿地方整備局HPに掲載いたします。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/yodogawakasenseibi/index.html>

○記者説明について

報道関係者を対象に、4月28日(水)16時より、河川整備計画(変更案)のWEB説明会を行います。

参加を希望される方は、4月28日(水)15時までに別紙「参加申込書」を確認のうえ、電子メール又はFAXでお申し込みください。なお、説明会のWEB画像は撮影可能です。

河川法第16条の2第5項

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、京都府政記者クラブ、
兵庫県政記者クラブ、奈良県政記者クラブ、名張市政記者クラブ、伊賀記者会

(滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県:同時発表)

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川計画課

課長 前羽 利治(まえば としはる)(内線 3611)

課長補佐 森田 一彦(もりた かずひこ)(内線 3613)

TEL: 06-6942-1141(代表) 06-6945-6355(直通)

淀川水系河川整備計画(変更案)について

1. これまでの経緯と今後の進め方

平成19年8月16日

・淀川水系河川整備基本方針 決定

平成21年3月31日

・淀川水系河川整備計画 策定

事業の進捗

・堤防強化
・中上流部の河川改修
・天ヶ瀬ダム再開発
・上野遊水地
・川上ダム 等

洪水被害の発生

・平成24年京都府南部豪雨
・平成25年台風18号
・平成29年台風21号
・平成30年7月豪雨

平成31年1月～4月

・淀川水系における中・上流部の河川整備の進捗状況とその影響にかかる委員会

河川改修が大幅に進捗したことを踏まえ、現在の河川整備計画に沿って治水対策を着実に推進することが必要。ソフト対策を含め、さらなる治水対策を検討すべき段階。(6月報告書公表)

令和元年5月

・淀川水系河川整備促進に関する緊急提言(淀川流域51市町村)

治水対策の加速、河川整備計画の変更等について提言

令和元年10月

・「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言(気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会)

気候変動を踏まえた治水計画の見直しを提言

令和元年11月1日

・淀川水系における更なる河川整備の意見照会について(依頼)

河川整備全般について気候変動により増大するリスクも踏まえ意見照会

令和2年3月まで

・6府県から国へ回答

気候変動対応策の答申発表【本省】

令和2年7月14日、11月20日、令和3年2月12日

・淀川水系関係6府県調整会議

現行河川整備計画に位置付けた河川整備の進捗、近年頻発している豪雨災害、今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、さらなる河川整備に向けて、河川整備計画の変更手続きを進めることを確認。

令和3年2月26日

・淀川水系河川整備計画(変更原案)及び意見聴取方法の公表

※河川法第16条の2に基づく手続き

意見聴取 3月1日～31日

関係住民(パブリックコメント)

意見聴取 3月27日、3月28日

関係住民(公聴会)

3月3日 地域委員会・専門家委員会 合同開催

3月22日、4月12日 地域委員会開催

3月23日、4月12日 専門家委員会開催

意見聴取

学識経験を有する者(淀川水系流域委員会)

・淀川水系河川整備計画(変更案)の作成

意見聴取

関係府県知事

意見聴取

関係市町村長

・淀川水系河川整備計画(変更)の決定・公表

2．淀川水系河川整備計画（変更案）について

（１）淀川水系河川整備計画（変更案）のポイント

○流域治水の推進 【変更原案の記載をさらに充実】

- ・ 国・府県・市町村・企業・河川協力団体・住民等の河川の流域のあらゆる関係者が協働して、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進。

○河川整備計画の目標の見直し 【変更原案と同じ】

- ・ 宇治川、桂川については、平成 21 年に策定された河川整備計画の目標洪水（いずれも昭和 28 年台風 13 号）を上回る洪水を経験したため、平成 25 年台風 18 号洪水を安全に流下させることができるようにする。
- ・ 木津川、猪名川については、これまでの目標洪水（木津川は昭和 28 年台風 13 号、猪名川は昭和 35 年台風 16 号）を上回る洪水を経験していないが、河川整備の進捗や、近年の気象状況を踏まえ上下流バランスを確保しながら着実に安全度を向上させることとし、これまでの目標洪水において降雨量を 1.1 倍以上とした洪水を安全に流下させることができるようにする。
- ・ その際、淀川本川においては計画規模洪水を安全に流下させることができるようにする。

○主な内容の追加・修正・充実

アンダーラインは、変更原案の記載をさらに充実、また追記した主な箇所

- ・ 水循環基本法や琵琶湖の保全及び再生に関する法律等の関連法令やそれらに基づく計画等との整合を図るため、関係機関等と調整の上、連携して取り組む。【1. はじめに】
- ・ 琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行や気候変動に伴う環境面への影響などを踏まえ、関係機関と連携。【4.2 河川環境】
- ・ いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するよう、既設ダムの洪水調節機能強化を推進するとともに住民・自治体等と連携した危機管理体制の構築、雨水流出抑制、水害に強い地域づくり等、国・府県・市町村・企業・河川協力団体・住民等の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体でおこなう「流域治水」を推進。【4.3 治水・防災】
- ・ 淀川本川の橋梁架け替えを早急に検討し、関係機関と調整した上で実施。【4.3 治水・防災】
- ・ 三川合流点下流の河道掘削を実施。【4.3 治水・防災】
- ・ 天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うとともに、大戸川ダムを整備。大戸川ダムについては、環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査を含め、必要な調査等を行ったうえで本体工事を実施。【4.3 治水・防災】
代替案として提案のあった既存ダムの洪水調節機能の強化、流域治水、堤防強化、遊水地の有効活用、淀川下流橋梁架替について記載内容を充実。
- ・ 桂川、木津川中流部、狭窄部上流の上野地区、狭窄部下流の木津川、名張川、宇陀川、猪名川において、目標の見直しに応じた河川改修を実施。【4.3 治水・防災】

- ・ 氾濫リスクが高いにもかかわらず、その事象が当面解消困難であり、河川堤防が決壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがある区間について、施設能力を超える洪水に対して、河川堤防を越水した場合等であっても決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも引き延ばすなどの粘り強い河川堤防について検討・整備。【4.3 治水・防災】
- ・ 気候変動により激甚化・頻発化する水災害から人命や地域を守るために、リスクコミュニケーションにより水災害に関する知見や情報を流域全体で共有し、あらゆる関係者の主体的な参画によって水災害に強い地域づくりを推進。【4.3 治水・防災】
- ・ ダム再生の一環として既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強及び降雨予測の精度向上等による治水・利水機能向上について、調査・検討した上で実施。検討にあたってはダムだけではなく、遊水地等の既存施設の有効活用、下流の河川改修や利水容量の活用など流域内の諸施策とともに進める。【4.3 治水・防災】
- ・ 河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者の間で治水協定を締結し、既存ダムの洪水調節機能強化を推進。更に、「既存ダムにおける洪水調節機能強化に向けた協議の場」や淀川流域治水協議会等を通じ、更なる有効活用に努める。【4.3 治水・防災】
- ・ 内水排除施設の新設や増強及び運用方法の見直し等について、検討して実施。【4.3 治水・防災】
- ・ かわまちづくり等の実施。【4.5 利用】
- ・ 河川維持管理計画に基づく維持管理。【4.6 維持管理】

(2) 河川整備計画(変更案)

資料-1 淀川水系河川整備計画(変更案)

(3) 淀川水系河川整備計画(変更原案)と淀川水系河川整備計画(変更案)の対比表

資料-2 淀川水系河川整備計画(変更原案)と淀川水系河川整備計画(変更案)の対比表
(住民と流域委員会からのご意見とその対応状況を含む)

資料-1、資料-2については、28日(水)14時に近畿地方整備局 HP に掲載いたしますので、下記よりダウンロードをお願いします。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/yodogawakasenseibi/index.html>

3. 記者説明について

報道関係者を対象に、4月28日(水)16時より、河川整備計画(変更案)のWEB説明会を行います。

参加を希望される方は、4月28日(水)15時までに別紙「参加申込書」を確認のうえ、電子メール又はFAXでお申し込みください。申し込み頂いた連絡先(Eメール)にWEBのアクセスアカウントをお送りいたします。申し込みは、必要最小数でお願いいたします。

なお、説明会のWEB画像は撮影可能です。

【WEB説明会に参加する際の注意事項】

- ・表示名は、報道機関名を表示して頂くようお願いいたします。
- ・開催中は、音声をお切り頂き(ミュートに)、ご発言時のみ音声をONにして下さい。

淀川水系河川整備計画(変更案)のWEB説明会 参加申込書

電子メールによる場合

メール件名を「【参加申込】淀川水系河川整備計画(変更案)のWEB説明会」とし、

メール本文に

報道機関名

担当者氏名

連絡先(当日連絡のつく携帯電話番号等をご記入ください。)

を記載の上、(kkk-yodogawa@mlit.go.jp)までご送付ください。

FAX による場合

以下の申込書に必要事項を記載の上、近畿地方整備局河川部河川計画課までご送付ください。

1. 報道機関名

2. 取材者等

(1) 御名前

(2) 連絡先(当日連絡のつく携帯電話番号等をご記入ください。)

携帯電話等

Eメール

送り状は不要ですので、本紙のみをそのまま06 - 6949 - 0865にFAXして下さい。

【備考】

- ・申し込み頂いた連絡先(Eメール)にWEBのアクセスアカウントをお送りいたします。
- ・申し込みは必要最小数でお願いいたします。

【お問い合わせ先】

近畿地方整備局河川部河川計画課

課長 前羽利治(まえば としはる) 課長補佐 森田一彦(もりた かずひこ)

TEL: 06 - 6945 - 6355 FAX: 06 - 6949 - 0865

(参考 1) 住民からのご意見と対応方針(4月8日記者発表資料抜粋)

1. 住民からのご意見(パブリックコメント、公聴会)への対応方針

淀川水系河川整備計画(変更原案)に関する意見をお聴きしたところ、パブリックコメント、公聴会において多数のご意見を頂き、ありがとうございました。

頂きましたご意見は、淀川水系の河川整備を進める上で、示唆に富んだ貴重なものでしたので、それらのご意見を踏まえて、また学識経験者(流域委員会)のご意見等も踏まえて、計画の案を検討して参ります。

多岐にわたる項目について、記載ぶりの修正などの多数のご意見を頂きましたので、それらのご意見については、事実関係を確認し、文章を推敲した上で、計画の案に反映することと致します。

大戸川ダムについては、多様なご意見がありました。事業推進を求めるご意見や代替案のご提案もありましたが、いずれも何らかの治水対策が必要であるという点では共通しており、治水対策が不必要というご意見はありませんでした。

代替案を求めるご提案としては、既存ダムの洪水調節機能強化、流域治水、堤防強化、遊水地の有効活用、淀川下流橋梁架替などに期待するものがありました。これらの対策は既に変更原案にも記載しているところですが、ご意見を踏まえ、計画の案では、さらに記載を充実致します。

また、迅速な河川整備計画の変更や事業推進を求めるご意見とともに、丁寧な説明を求めるご意見もありました。良好な河川環境の保全や治水対策は、河川管理者による施設整備のみで達成できるものではなく、住民のご理解が不可欠であり、今回の計画変更プロセスに限らず、日頃より丁寧な説明に努めてきてはいますが、引き続き、双方向の丁寧な説明や意見聴取に努めて参ります。大戸川ダムについても、効果、費用、河川環境などを懸念するご意見もあることから、今後、それらについても調査、検討を進め、その結果を公表、説明して参ります。

2. 分類別の住民からのご意見数(パブリックコメント・公聴会)

分類		意見数
■ 河川整備計画に関する意見		
	1.はじめに	6
	2.流域及び河川の概要	12
	3.現状の課題	
	3.1.人と川とのつながり	0
	3.2.河川環境	3
	3.3.治水・防災	18
	3.4.利水	1
	3.5.利用	2
	3.6.維持管理	0
	3.7.関連施策	0
	4.河川整備の方針と具体的な整備内容	
	4.1.人と川とのつながり	4
	4.2.河川環境	24
	4.3.治水・防災	101
	4.4.利水	5
	4.5.利用	3
	4.6.維持管理	2
	4.7.関連施策	0
■ 全般に関する意見等		20
合計(件)		201

【参考】

- ・パブリックコメント 52 名から 193 件
- ・公聴会 8 名

(参考2) 流域委員会からの意見聴取(4月12日地域委員会、専門家委員会の議事概要抜粋)

・4月12日 9:00～11:45 地域委員会

(中略)

委員長：今回で流域委員会は3回目になるが、整備計画の原案に対する意見はほぼ出して頂いたように思う。委員会の意見だけでなく、パブリックコメント、公聴会での意見についても、案になる段階で反映されるのか。

事務局：流域委員会や住民の皆様からの意見は、意見の意図を踏まえて計画の案に反映する。

委員長：流域委員会の大事な役割である進捗点検の中で意見を述べる機会があるかと思うが、整備計画変更原案に対しては、ほぼ出尽くしており、意見について案に反映するという事なので、変更原案に対する委員の意見を聴く場は終了する。

事務局：委員の皆様には貴重なご意見をありがとうございました。これまで流域委員会や住民の皆様から頂いた意見を踏まえ、河川整備計画の変更案の作成を進めていく。河川整備計画変更案の公表する際には、どのようにご意見を反映したのかについても、できるだけ分かりやすく示すとともに、流域委員会の中でも、進捗点検等の機会に、説明させて頂く。

【地域委員会 委員名簿】

氏 名	分 野	所 属 等
上田 耕二	治水・防災	元伊賀市喰代区長
上田 豪	人文・経済・社会	淀川河川レンジャーアドバイザー
小川 力也	環境	科学教室 力塾 塾長 元大阪府立富田林高等学校
志藤 修史	危機管理	京都災害ボランティアネット 副理事長 大谷大学 文学部 教授
須川 恒	環境	龍谷大学 里山学研究センター 研究員
多田 重光	利水・利用	(公社)宇治市観光協会 専務理事兼事務局長
中谷 恵剛	治水・防災	NPO 法人 瀬田川リバプレ隊
平山 奈央子	人文・経済・社会	滋賀県立大学 環境科学部 講師 元琵琶湖河川レンジャー
松岡 正富	利水・利用	朝日漁業組合
松本 馨	環境	「池田・人と自然の会」副代表 大阪大学大学院理学研究科招聘研究員

・4月12日 15:00～17:00 専門家委員会

（中略）

委員長：意見が出尽くしたようなので、事務局で検討する部分もあるが、委員の意見は計画案に反映するという事で良いか。

事務局：いままでの意見については全てなんらかの形で反映する。案の作成段階でも相談させていただく。文章表現は検討するが、ご意見の意図を反映したい。

委員長：意見を反映するというお約束をいただいたので、意見を述べるという取組は終了したいと思うが、本委員会には、引き続き「進捗点検に意見を述べる」という役割があり、今後も継続していくことになる。最終的な計画や、意見をどのように反映したかについては、そうした機会も活用して説明いただくことを事務局に依頼する。

事務局：委員の皆様には貴重なご意見をありがとうございました。これまで流域委員会や住民の皆様から頂いた意見を踏まえ、河川整備計画の変更案の作成を進めていく。その過程でもご相談させていただく。河川整備計画変更案の公表する際には、どのようにご意見を反映したのかについても、できるだけ分かりやすくお示しし、流域委員会の中でも、進捗点検等の機会に、ご説明させて頂きたい。

【専門家委員会 委員名簿】

氏 名	分 野	所 属 等
伊藤 禎彦	利水・利用	京都大学大学院 工学研究科 教授
大久保 規子	人文・経済・社会	大阪大学大学院 法学研究科 教授
大野 朋子	環境	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 准教授
竹門 康弘	環境	京都大学 防災研究所 准教授
立川 康人	治水・防災	京都大学大学院 工学研究科 教授
中川 一	治水・防災	京都大学名誉教授
堀野 治彦	利水・利用	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
矢守 克也	危機管理	京都大学 防災研究所 教授

(参考3)市町村等からの要望(4月20日)

淀川水系の治水事業に関する 緊急要望



令和3年4月

豪雨の激甚化・頻発化や今後の気候変動を踏まえた 治水事業の加速化と河川整備計画の見直し

淀川水系の治水対策については、淀川水系河川整備計画に基づき、堤防強化、河川改修、洪水調節施設の整備等の諸施策を推進されており、着実にその成果をあげておられることに感謝申し上げます。一方、近年、全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害が頻発しており、淀川水系においても、平成25年台風18号においては、戦後最大規模の洪水となり桂川では越水などの危機的状況に直面し、41年ぶりの瀬田川洗堰の全閉操作や上流のダム群で計画能力以上に洪水を貯めることとなりました。また、平成29年台風21号では、再び瀬田川洗堰の全閉操作を実施され、更に平成30年7月豪雨では、日吉ダムと一庫ダムにおいて、異常洪水時防災操作の実施など、国のご尽力により、幸いにも被害の拡大は免れました。このように、淀川水系において、甚大な被害につながりかねない豪雨が頻発しており、今後も、気候変動の影響に伴う豪雨の更なる激甚化・頻発化が非常に懸念されます。

淀川水系市町村は、大正6年に発生した淀川大洪水である「大塚切れ」から100年の節目である平成29年10月に淀川サミットを開催し、堤防整備やダム事業といった抜本的な河川改修の重要性を再認識し、「近年の水害を検証するとともに、上下流・左右岸バランスを考慮しつつ、効果的かつ効率的な治水施設の運用と更なるハード対策の推進」などを提起した「淀川宣言」を採択しました。

更に、令和元年5月には、淀川流域51市町村が一堂に会し、「ひとたび洪水等が発生すれば、人命はもちろんのこと国民の財産や都市基盤を失うことによる社会的・経済的な損失は計り知れず、絶対に決壊させてはならない」との思いから、淀川水系河川整備促進大会を開催し、国において、近年の気候変動等も踏まえ、必要な予算を十分に確保した上で、淀川水系河川整備計画を変更し、更なる治水対策を強力に推し進めることなどを取りまとめた「緊急提言」を行ったところです。

こうした中、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に引き続き、5か年加速化対策により治水対策を更に推進することが決定したことや、更なる河川整備に向けて淀川水系河川整備計画の変更に着手したことには、我々淀川水系の市町村で構成する同盟会としても、大変心強く、また大きく期待するとともに、国や関係府県をはじめとした流域の関係者と連携して、流域治水を推進していく所存でございます。

つきましては、河川整備計画の迅速な見直しを進めるとともに、流域治水の取組を含め、更なる治水事業の推進を図られるよう、次の事項について強く要望します。

1 現行の河川整備計画に基づく治水事業の加速化

近年の気候変動の影響などを考慮し、高規格堤防の整備や堤防強化、また、桂川改修や阪神なんば線淀川橋梁架替事業などによる流下能力確保、天ヶ瀬ダム再開発や川上ダム等の洪水調節施設整備などをより一層加速させること

2 河川整備計画の迅速な見直し

近年の豪雨や今後の気候変動も見据えた整備目標に見直すとともに、大戸川ダムをはじめ、さらなる河川整備に向けた整備内容を充実させ、河川整備計画を迅速に見直すこと

3 流域治水の推進

河川整備の一層の推進に加え、あらゆる関係者との連携による流域治水を推進すること

4 財政措置

治水事業を着実に推進するための十分な予算を年度当初から確保し、強力で推進すること

令和3年4月20日

淀川右岸治水促進期成同盟
会長 高槻市長 濱田 剛史



淀川左岸治水促進期成同盟
会長 寝屋川市長 広瀬 慶輔



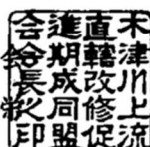
宇治川・桂川改修促進期成同盟
会長 宇治市長 松村 淳



木津川治水
会長 城陽市長 奥田 敏晴



木津川上流直轄改修促進期成同盟
会長 伊賀市長 岡本 敬



野洲川改修促進協議
会長 野洲市長 栢木 進



近畿猪名川流域総合開発促進協議
会長 豊中市市長 長内 繁樹



大津放水路促進協議
会長 大津市長 佐藤 健



大戸川河川開発促進協議
会長 大津市長 佐藤 健

